

「さいたま市ケアラー支援条例（仮称）の骨子案」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	提出するページ/添付	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	さいたま市の最上位計画である「さいたま市総合振興計画」の実施計画199ページの事業「ケアラー支援条例の制定とヤングケアラーの支援の強化」と、実施計画191ページの事業「障害者の相談支援体制の強化」の関連性もあることから、事業課には、障害支援課と同様に障害者更生相談センターも含めていただければと思います。	全体	1	ケアラー支援につきましては、様々な分野が関わることから、掲載の事業課のみならず、全庁が一体となって推進していく必要があると考えております。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
2	骨子案のとおりでよい。名取市は期待できませんがいい意味で立ち上がってくださいね。	全体	1	ご意見ありがとうございます。	骨子案のままといたします。
3	条例の背景、理念、方針を示す前文が必要と考えます。 特に人口・社会構造の変化により、家族だけではケアすることが難しいこと、行政の支援や地域社会の理解やサポートなしにはケアー問題は解決できないことを示してください。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間だけではなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
4	ケアラー・ヤングケアラーという言葉やその意味、ケアラー支援の必要性についてはまだまだ認知されていない状況にあるため、前文で、条例制定の背景や目的について市民全般で共有できると良い。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間だけではなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
5	(条例の前文の記述) 条例の本文では、「この条例で何をするのかを記述しますが、なぜこの条例が必要かという背景・経緯・現状・課題・方向性などが書かれた前の必要と考ります。 特に、さいたま市が介護者サロン等に取り組んで来た経験や、全国的な動向、ヤングケアラーが多数存在することが判明してきたことを記述していただきたい。	全体	1	条例制定に至る背景や経緯、必要性等に言及するとともに、ケアラー支援が家族間ではなく社会全体で取り組んでいくべき課題であることを示すために、条例の前文を置くこととします。	ご意見を踏まえ、前文を置くこととします。
6	すでに埼玉県において同様の条例があるので、市で作る条例としては、より具体的な施策を明らかにするべきと考えます。このため、ケアラー支援に特化した制度運営を担う専門部署と個別事例の相談や支援を行う箇所の設置、市民参加の協議会の立ち上げ、目標項目及びその数値目標と達成時期を定める計画とその実施状況の定期的な公表などを明記してください。	全体	1	実際の支援業務にあたる基礎自治体として、「(9)ケアラー支援に関する基本的な施策」を規定いたしました。ケアラー支援の推進にあたり、専門部署や市民参加の協議会の設置の必要性については引き続き検討してまいります。また、令和5年度に改定をしておられる「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的な事業を体系的に位置づけ、事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
7	さいたま市は、清水市長の最初の公約に基づく「しあわせ倍増プラン2009」によって、全国に先駆けて日常生活圏域を単位とした介護者サロン等を実施してきました。今回の条例制定は、単に埼玉県の条例を受けて市でも作るというレベルではなく、全国の市町村のモデルとなるようなケアラー支援体制を目指す内容となるよう心掛けください。	全体	1	全国に先駆けて実施してきた介護者サロン等の知見を活かし、基礎自治体としての本市に相応しい条例となるよう、制定に向けて取り組んでまいります。	骨子案のままといたします。
8	(専門部署の設置) (4)市の業務、及び(11)体制の整備にて、「施策を総合かつ計画的に実施する体制・・・を整備します。」とあります。が、この実現のために、ケアラー支援の視点から、主に市の福祉部門と教育部門等を横断的に統括するような権限を持った専門部署が必要です。現在のうように、福祉経験の職員が本来業務の責任担当と掛け持ちしている状況では骨子案の趣旨の実現は困難です。市の例を見れば検査しますと、当該事務を市のどの部署が担当すると言ふような規定を設けている条例は稀ですので、具体的に何課を新設する場合は記載出来ないのでしょうが、「この条例に関する事務を所掌する専門部署を設ける。」等の気概を込めた条文が望ましいと考えます。	全体	1	ご意見のとおり、ケアラー支援にあたっては、福利厚生部門、保健医療部門、子ども部門、教育部門等、幅広い部門における横断的な調整が求められるることを踏まえ、効果的・効率的な組織体制の必要性や在り方等を検討してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
9	(協議会の設置) (4)と(11)にて「・市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制を整備します。」とあります。が、このためには、施策・事業を実施しながら目標や方法を管理するために関係機関等が話し合う場が専門部署とは別に必要です。そして、この場には、ケアラーの代表としての市民やケアラー支援に取り組んできた団体や学識経験者も含むように条文で明記してください。	全体	1	令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的な事業を体的に位置づけ、本市の附属機関である「さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。その、必要に応じて、ケアラーに関する団体や学識経験者等のご意見等を様々な機会を通じて伺っていこうと努めています。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
10	(ケアラー支援計画策定) (4)と(11)の「施策を総合かつ計画的に実施する・・・」の実現のため、条例・規則等は別に個別の施策や事業別等を定める計画を策定し、この実施状況を定期的に公表することを明記してください。ただし、この計画は専門部署としてではなく、福祉の総合的な計画の中に策定して位置付けることも可能でしょうが、個別の施策や事業別の目標項目及びその数値目標と達成時期をきちんと明記することを規則等で定めてください。 なお、規則では高齢者・障害者・子育て等のその他の計画にも章立てで記述して関連性を持たせることが出来るよう表現してください。	全体	1	令和5年度に改定を予定している「さいたま市第3期保健福祉総合計画」に具体的な事業を体的に位置づけ、本市の附属機関である「さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において事業の進捗管理や評価を適切に行ってまいります。また、高齢・障害・子育て等の個別計画への掲載に関するご意見につきましては、各個別計画の所管課とも共有をさせていただき、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。
11	(ケアラー支援拠点の設置) (4)市の業務の「支援を必要としているケアラーの早期発見に努めます。」の実現のため、ケアラー支援の立場から専門的に直接ケアラーとの相談に対応し、かつ、福祉・教育等の各部門や関係機関からの個別事案への対応協議や後方支援を行うケアラー支援拠点の創設を明記してください。これは、日本で初めてとなる公的な「(仮称)さいたま市ケアラー支援センター」となるよう専門部署において外部委託するか、福祉や教育での相談対応経験の豊かな方が非常勤や会計年度任用職員の相談員として採用する等の方法で創設して管理運営するのが望ましいと考えます。	全体	1	ケアラーからの個別相談だけでなく、関係機関等にとっての拠点となるケアラー支援拠点については、ケアラーにとどまらず、ケアラー支援拠点については、ケアラーにとどまらず、ケアラー支援を行っている当事者にとどまらずに有益な存在になり得るものであると認識しております。専門部署設置の必要性やケアラー支援全体に係るニーズの把握等と併せて、引き続き検討してまいります。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
12	(条文の構成は草立てすること) 例として以下のように構成として頂ければ分かりやすいと考えます。 前文 第1章 基本的な事項 第2章 ケアラーの個別的な支援の施策 第3章 ケアラー支援体制の構築と運営 委任・附則 なお、ヤングケアラー支援に関することは、関係機関の役割を明確化し、各章に複数の条項を立てて特筆してくださるようご検討ください。	全体	1	条例の構成については、おおむねご意見のような様み分けになると考えておりますが、本条例は13条建てと比較的条項数が少ない構成となっているため、草立てとはせずに、骨子案のままとさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
13	(県条例との関連性) すでにご考えのことと推察しますが、先に県で同様の条例を施行しているため、市の条例との関連性を明らかにする必要があります。法規化グニカルとして簡単なことかもしれないが、法規化のうえで対応してください。おそらく、骨子案(1)～(8)は県条例とはほぼ一致させておいて、どこかに、「県条例に基づき県に助言を求めることが出来る」等の条文が必要と考えます。	全体	1	ご意見のようないくまでも法規化のうえで対応してください。おそらく、骨子案(1)～(8)は県条例とはほぼ一致させておいて、どこかに、「県条例に基づき県に助言を求めることが出来る」等の条文が必要と考えます。	骨子案のままとさせていただきます。
14	(他の自治体等との連携) 骨子案では、市民等・事業者・関係機関・学校などの定義と役割が記述されていますが、これらは、本市内に関わるものとの前提があるはずです。実際は、ケアを受ける人は東京都在住だが、ケアラーはさいたま市民という事例や、他の自治体からの輸入や転出等の事例などが想定されるため、他の自治体との連携も記述しておく必要があると見えます。(他の自治体を刺激する意図見も有りますが)	全体	1	ケアラー支援にあたっては、埼玉県をはじめとした他自治体との連携、協力も欠かせないと考えております。条例上は、「市、関係機関等の相互間の緊密な連携協力体制」の「等」に他自治体が含まれていると整理しております。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
15	(調査研究に関する事) 全国の自治体や民間団体での先駆的な取り組みを調べ、次なるケアラー支援の方策を検討するための調査研究をすることを担当部署の業務として明記してください。 また、同様のケアラー支援の取り組みをする自治体間で研究会を開催する等、更なる全国的な動きを牽引することを計画等に明記していただきたいと考えます。	全体	1	効果的・効率的な組織体制の必要性や在り方等を検討していく中で、担当部署の業務等も検討していくことになると考えております。また、他自治体等とも適宜情報共有を図りながら、計画的に施策を推進してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままとさせていただきます。
16	(関係法令等との関連) 福祉社会の各法律等の難解が無いような整理が必要でしあうが、規則または事務マニュアルレベルでは具体的な注意点などを明らかにしておいてください。たとえば、個別の相談支援に際しては個人情報の取り扱い規定を個人情報保護条例の範囲で同条例とは別に具体的に規定していると考えます。(原則として、関係機関で連携・情報共有する際は、ケアを受ける人とケアラーの同意が必要とする。その基本事項を定める。ただし、個人の健康・財産等に危険がある時は同意無効とする旨の同意は開けなければならない。)	全体	1	ご意見の個人情報の取り扱いにつきましては、個人情報保護に係る担当所管等とともに調整を図りながら、適切にケアラー支援を推進してまいります。その他法令等との関連についても、個人の健康・財産等に危険がある時は同意無効とする旨の同意は開けなければならない。)	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
17	(その他、気になる規則や事務取扱規定等のレベルかもしれないこと) ○実態調査を行いつの分析に基づく施設・事業を柔軟に展開すること。 ○現場ところの区や民間団体等の役割をもとに具体的に ○福祉丸ごと相談との範囲を検討して位置づけ ○ケアを受ける人とケアラーなどの家庭に対する支援する普及と連携体制 ○相談支援方法を少し踏み込んで、アウトドア等を行うことを明記 ○個別のケアラー支援の必要性の把握方法としてアセスメントシートを活用すること	全体	1	いただいたご意見、視点につきましては、関係する所管等とも共有させていただきながら、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。
18	この条例が制定されるとケアラーマンの読み取れます。しかしながら、援助介護が必要な当事者を掘り起こして、ケアラーの援助が始まります。当事者の症状の回復につながることになりますし、ケアラーの援助も軽減が図されることと思います。そうなるれば、当事者にもケアラーにもウインウインになります。発達障害や高次脳機能障害は「見えない障害」とも言われ、その当事者は、「(2)定義」で規定する「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする者」として認識されないことが少くないのが現状で、それがさいたま市の現状でもあります。ついては、以下のとおり要質と提案させていただきます。 ・骨子案(2)定義に「外見ではよくわからない高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする者」として「要援助者(仮称:名前)の確定は担当課さんにお任せします」と「用語」を追加し、規定していただきたいと思います。 ・骨子案(2)定義の「関係機関」の「介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関する可能性がある機関のこと」をいいます」とする定義を、「介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務を通じて日常的にケアラーに関する可能性がある機関のこと」をいいます」と改記していただきたいと思います。 ・骨子案(2)定義の「学校等」の「関係機関のうち、ヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他の教育に関する業務を行う機関のこと」をいいます」とする定義を、「関係機関のうち、要援助者やヤングケアラーと関わる可能性がある学校その他の教育に関する業務を行つ機関のこと」をいいます」と改記して、規定していただきたいと思います。 ・要援助者の定義を、「ケアラー」の定義よりも親族、友人その他の身近な要援助者に対する援助を行つ機関のことをいいます」として、「要援助者支援やケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体のことをいいます」とする定義を、「要援助者支援やケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体のことをいいます」と改記して、規定していただきたいと思います。 ・要援助者の定義を、「ケアラー」の定義よりも親族、友人その他の身近な要援助者に対する援助を行つ機関のことをいいます」として、「要援助者支援やケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体のことをいいます」と訂正する必要があるかもしれませんので、定義の順番については、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。 私たちとしては、「用語」の項目の1番目に要援助者を定義することが望ましいと考えています。	(2)定義	1	ケアを必要とする要因は多岐に渡り、発達障害や高次脳機能障害についてもその1つであると考えております。条例の定義においても、「高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等」には、発達障害や高次脳機能障害も含まれるものと整理しております。一方で、ご意見にありますように、ケアを必要とする方の中には、症状として見えづらいうものであるために、必要なケアを受けられず苦しまんでいる方もあると感じます。これを改めて認識したところでは、ケアの対象者の症状が回復がケアラーの負担軽減につながるといつて指摘する重要な視点であると認識しておりますが、本条例は、ケアする側であるアシスタントの立場を当てるものであるから、定義については、骨子案とおどりさせていただきます。本条例制定を契機に、ケアを受ける側、ケアをする側、双方にとって暮らしやすい地域社会の実現を目指してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	骨子案のままといたします。

意見番号	ご意見の概要	照應するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
19	<p>たとえば「NPO法人さいたまNPOセンター」のような団体は「市民等」に当たるのか、「民間支援団体」に当たるのか、よくわからぬ。</p> <p>「民間支援団体」は「ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体」ではなくである。有料老人ホームを運営する株式会社が「ケアーズサロン」を無料開催してケアラー支援を行っているとすると、この株式会社は「民間支援団体」となるのだろうか。 「市民」や「民間支援団体」は事業者や関係機関とは違って、時にはケアラーがケアラーの当事者団体になる可能性があり、パートナーとして重要な役割を持ちます。定義にはよくわかるように加筆が必要ではないか。⇒「ケアラー支援を行うことを目的とした非営利の民間団体」</p> <p>また、せっかく規定しているのに、「市の責務」にでてくるだけである。前文などにも入れて、市民や民間支援団体とのパートナーシップを譲るべきである。</p>	(2) 定義	1	<p>「市民等」の「市内で活動を行う団体」については、自由意志で自立的に活動を行う市民活動団体を主に想定している一方で、「民間支援団体」は、非営利であるか否かに関わらず、「ケアラー支援を行うこと」を目的としている民間団体を想定しており、株式会社であっても民間支援団体にはなり得ると考えております。また、それが包括支援センター等がその業務でケアラーと関わる場合は「関係機関」となります。民間支援団体と連携する場合は「民間支援団体」となり、1つの団体であっても複数の側面を持つ場合もあると考へております。</p> <p>一方で、ご意見のとおり、「民間支援団体」との連携はケアラー支援においては欠かせないものと考えているため、前文には「民間支援団体」との連携についても規定することとします。</p>	ご意見を踏まえ、「民間支援団体との連携」について盛り込んだ前文を置くこととします。

意見番号	ご意見の概要	照会するページ/添付 件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
36	<p>(ケアラー支援拠点の創設)</p> <p>理由:ケアラー支援には、介護は家族だけの問題ではないという基本的視点に立ち、ケアラー支援にあたっている現場の機関・専門職や市民の拠り所となる「ケアラー支援に特化した拠点」が必要である。当該支援拠点は、ケアラー当事者やケアラー支援を実践している人々に対し、相談・支援・評価などを行っていく。支援拠点には、次のような機能や人材が求められる(例)。</p> <p>(1)ケアラー(ヤングケアラーを含む)に関する専門的な情報提供、相談支援や支援手法等についての情報提供を行う役割を持ち、自治体職員・福祉事業者・専門職・学校・市民等を対象に研修を行い、ケアラー・ヤングケアラー支援についての啓発・普及を図る。</p> <p>(2)ケアラー支援に取り組むNPOや市民団体も「地域の相談・支援センター」としての機能を担えるよう、NPO等に対する支援を推進する。</p> <p>(3)ケアラー支援拠点には、ケアラー・ヤングケアラー問題を理解し、支援について専門知識・スキルを持つ支援専門職を育成配置する。</p> <p>(4)「ケアラーアセスメントシート」「ケアラーセルフアセスメントシート」や「ケアラー手帳」などの支援ツールを開発・作成し、支援関係者の手に届ける。</p> <p>(5)ケアラーはケアをする上でさまざまな問題に直面するため、他のケアラーと経験を共有しながら学べる、ケアラーのための講座やワークショップを開催する(病気や障がいの理解、睡眠改善、ストレス対処、健康的な食事など)</p>	1 (11)体制の整備	<p>ケアラー支援に携わる方々の拠り所となる拠点については、ケアラーにとっても有益な存在になり得るものであると認識しております。専門部署設置の必要性やケアラー支援全体に係るニーズの把握等と併せて、引き続き検討してまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	骨子案のままといたします。
37	<p>(さいたま市内のケアラーに関する実態調査の実施)</p> <p>理由:実効性のある、かつ効果的なケアラー支援施策を実施するには、対象者となるケアラーの実態把握は欠かせない。さいたま市ではすでにヤングケアラー実態調査、高齢者をケアするケアラー、障害児・者をケアするケアラーの実態調査を実施しているが、必要に応じてまずは定期的に定型的な実態把握をする必要がある。また、ケアラー支援施策には、支援者の実態把握も欠かせない。地域包括支援センター・やケアマネジャー、障害者相談支援事業所などの専門職に加え、市民レベルの活動も網羅した支援者調査も実施していただきたい。</p>	1 (11)体制の整備	<p>本市におきましては、市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象としたヤングケアラー実態調査のほか、地域包括支援センター・や介護者サロンなどを経由した高齢者のケアラーに対する実態調査、障害者生活支援センターに従事する専門職に対する実態調査等を実施しているところですが、引き続き適宜実施していくとともに、ニーズの把握が足りていない領域がないかどうか検討する等、様々な視点で当事者等の実態や意見等の把握に努めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>	骨子案のままといたします。

■集計結果

意見	見	提	出	者	数	
意見	見	項目	目	数		6名
修	正	項	目	数		37件
						7件